

令和 8 年度伊東市保育所等入所調整基準

■利用調整について■

- ・申込期限内に提出された書類等により審査します。
- ・利用調整は、次に定める「基本点数」と「調整点数」の合計点に基づき行います。
- ・利用調整点数が同点の場合は、「同点の場合の優先順位」に基づき順位を決定します。
- ・施設の受入体制や児童の状況等によって、点数によらない調整を行う場合があります。

【基本点数】

No.	区分	内容		父	母
1	就労	月150時間（週37.5時間）以上の就労を常態		10	10
		月140時間（週35時間）以上の就労を常態		9	9
		月120時間（週30時間）以上の就労を常態		8	8
		月100時間（週25時間）以上の就労を常態		7	7
		月80時間（週20時間）以上の就労を常態		6	6
		月60時間（週15時間）以上の就労を常態		5	5
2	妊娠・出産	妊娠中又は出産後間もないこと（出産予定月の前後 2 か月以内）		—	7
		医師の診断に基づき安静・加療が必要な場合		—	10
3	疾病・障がい	疾病	1 月以上の入院または自宅での常時臥床の状態である場合	10	10
			安静を要する自宅療養が必要であると診断される場合	8	8
		障がい	身体障害者手帳 1 ～ 2 級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳 1 級	10	10
			身体障害者手帳 3 級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳 2 級	8	8
			身体障害者手帳 4 級	7	7
		上記に類するもので、保育が困難であることが認められる場合		5	5
4	介護・看護	疾病	1 月以上の常時付添い	9	9
			週 3 日以上通院等の付き添い	7	7
		障がい	要介護 5 ～ 4、療育手帳A、身体障害者手帳 1 ～ 2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級	9	9
			要介護 3 ～ 2、療育手帳B、身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級	7	7
		上記に類するもので、保育が困難であることが認められる場合		5	5
5	就学	学校教育法に規定する学校に就学している場合		8	8
		国等が設置する公共職業訓練施設等で職業訓練を受けている場合		8	8
		上記について、オンライン等の通信制で行う場合		3	3
6	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合		3	3
7	災害復旧	地震・風水害・火災等の災害復旧に従事している場合		10	10
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると認められる場合		10	10
9	その他	その他市長が認める場合（各区分の基準点数に準拠）		—	—

【調整点数】

No.	区分	内容	父	母
1	世帯	生活保護世帯	3	
		ひとり親世帯（未婚・死別・離別・拘禁・行方不明等）	12	
		他市に住民票がある世帯（転入予定を除く）	-10	
		3月以上の利用者負担額（保育料）の滞納がある世帯	-5	
2	保護者	単身赴任をしている場合	1	1
		保育士として市内の保育施設等に従事している場合	5	5
3	児童	育児休業明けの復帰である場合	2	
		兄弟姉妹が保育所等に在園している場合	2	
		兄弟（双子を含む）で同時に申し込む場合	1	
		小規模保育事業の卒園児童の場合	5	
		転入前の市区町村で認可保育所等を利用していた場合	2	
		申込年度内に自己都合による入所辞退をした場合	-3	
		育児休業の延長を目的とした入所申込みである場合	-30	
4	転園	兄弟姉妹が在園している保育所等に転園を希望する場合	2	
		自己都合による転園の場合	-3	
5	その他	その他市長が認める場合（各区分の調整点数に準拠）	—	

【同点の場合の優先順位】

No.	判定項目
1	伊東市に住民票登録がある世帯（転入予定を含む。）
2	市内の小規模保育事業所の卒園児
3	ひとり親世帯
4	新規入所者
5	入所希望施設の希望順位の高いもの
6	基本点数の高いもの（就労の場合は実際の就労時間が長いもの）
7	保育の事由による順位の高いもの (1)虐待・DV (2)災害復旧 (3)疾病・障害 (4)就労 (5)妊娠・出産 (6)介護・看護 (7)就学 (8)求職活動 (9)その他
8	入所保留（待機）期間の長いもの
9	利用者負担額（保育料）の滞納がない世帯